

## 景観行政団体の屋外広告物条例制定について

### 1 趣旨

屋外広告物条例は、原則として、都道府県、指定都市及び中核市が定めることとされていますが、都道府県の条例で定めることにより、指定都市及び中核市以外の景観行政団体である市町村（以下「景観行政団体」といいます。）も屋外広告物条例の制定改廃を行うことができるものとされています（屋外広告物法第28条）。

これにより、景観を構成する重要な要素である屋外広告物行政について、権限移譲による許可や簡易除却等の事務の実施にとどまらず、条例の制定改廃というルールづくりによって景観行政と一元的に行うことができるようになります。

### 2 条例制定の範囲等

景観行政団体が屋外広告物条例を制定する場合、屋外広告物法に反しないことのほか、屋外広告物の登録に関する事務を規定することはできません。

しかし、それ以外の事務（許可事務等）について条例制定が可能であり、また北海道屋外広告物条例の許可基準を超えた許可基準を定めたり、北海道屋外広告物条例にない規制（例えば広告物の色彩の規制等）を加えられるほか、市町村内の一部地域や一部広告物のみを対象とした条例の制定も可能であり、地域の特性に応じた規制を行うことができます。

（具体例）

#### ◎ 平泉町屋外広告物条例施行規則（抜粋） 別表第2の2 地区別・種類別許可基準

##### （1）歴史景観地区

##### ④形態意匠に関する基準

###### 外観

- ・ 周辺の景観と調和したものとする。
- ・ 広告物の外郭線は、単純なものとする。
- ・ 建植広告は、表示面を方形とし、支柱を単純な形状とする。

###### 色彩

- ・ 彩度は3以下とする。ただし、表示面積の1/5未満の範囲内に限り、彩度5以下の色彩を用いることができる。また、和風の形態意匠の広告物で、緑青や紅殻などの伝統工法を用いることによって生じる色彩はこの限りでない。

###### 素材

- ・ 外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものとする。
- ・ 擬木は使用しない。
- ・ 金属の素材色を活かして使用する場合、不快感を与えないように配慮すること。

###### 照明

- ・ できる限り光源を用いないか、数を減らすこと。
- ・ 過度に明るい光源を避けること。
- ・ 光源は白色系とし、動向又は点滅を伴うものを避けること。ただし、緊急の必要があるもの又は、警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。
- ・ ネオンサインは設置しないこと。
- ・ 電球、LED等の光源を道路等の公衆の視点場から直接見えるように露出させないこと。

- ・ 行灯、提灯等の伝統的な和風の照明を除き、光源を内蔵するものはできる限り避けること。
- ・ 下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさないこと。
- ・ 天空へ光束を投光しないこと。

### 3 手続等

景観行政団体が屋外広告物条例を制定しようとする場合には、景観行政団体において審議会やパブリックコメント等により条例の内容が固まり、組織決定が可能となった段階で、北海道から条例制定改廃事務の移譲について協議をさせていただき、景観行政団体の条例制定手続と並行して、北海道屋外広告物条例、北海道建設部の事務処理の特例に関する条例及び地域指定告示の改正を行います。

### 4 制定状況

現在、北海道の景観行政団体では例はありませんが、他県では38団体が条例を制定しています（平成22年4月1日現在）。

（青森県）八戸市、（岩手県）平泉町、（茨城県）水戸市、（栃木県）日光市・那須町  
（群馬県）伊勢崎市、（埼玉県）八潮市、川口市  
（神奈川県）小田原市・藤沢市・大和市  
（長野県）小布施町・松本市・飯田市・諏訪市  
（新潟県）新発田市、（岐阜県）各務原市・多治見市・美濃市・下呂市・高山市  
（静岡県）熱海市・袋井市、（福井県）大野市、（滋賀県）守山市  
（鳥取県）倉吉市、（島根県）松江市、（広島県）尾道市  
（山口県）萩市、（徳島県）三好市・那賀町・東みよし町  
（愛媛県）大洲市・宇和島市・八幡浜市・内子町  
（佐賀県）佐賀市、（鹿児島県）指宿市